

## 平成26年度(2014年度) 第1回入札監視委員会 議事概要

### 1 入札及び契約の過程並びに内容についての審議

平成26年(2014年)1月1日～平成26年(2014年)3月31日までの契約案件

- (1) 対象期間の契約状況を報告した。
- (2) 対象期間において、担当課が行った特名随意契約(地方自治法施行令が示す、随意契約の金額の範囲を超える契約案件に限る。)の契約状況を報告した。
- (3) 対象期間において実施した指名停止措置の状況について報告した。
- (4) 案件抽出委員(指定委員)により抽出された案件について、審議を行った。

### 2 抽出案件

随意契約案件	工事	1件
特名随意契約案件	工事	1件
	委託(コンサル)	1件
	委託(業務)	1件
		<hr/>
		4件

### 3 審議事項

- (1) 事務局報告
- (2) 指定委員による抽出案件抽出理由説明
- (3) 抽出案件(審議案件) 審議
  - ① 契約課担当案件：契約課調書説明・質疑
  - ② 担当課特名随意契約案件：該当担当課調書説明・質疑
- (4) その他
  - ① 入札契約に関する意見等について

### 4 審議結果

- (1) 審議案件について、「特名随意契約を行う場合においては、根拠法令に則って妥当性があり、その理由について公正かつ明確に示すことができるよう、決裁権者で十分確認のうえ意思決定すること」との発言があった。
- (2) 法人格を有しない団体との委託契約の考え方について、今後も継続して検討していくことを確認した。

平成26年 7月 2日

宝塚市長

中 川 智 子 様

宝塚市入札監視委員会

委員長 岸 本 洋 子

委 員 濱 田 學 昭

委 員 前 田 高 志

平成26年度第1回宝塚市入札監視委員会における意見

宝塚市入札監視委員会設置要綱第2条第2項に基づき、下記のとおり意見の具申を行う。

記

- 1 審議の対象 平成26年1月～平成26年3月までの契約案件に関する入札及び契約手続きの運用状況
- 2 審 議 日 平成26年 7月 2日（水）
- 3 審議の概要 発注工事等総括表、入札方式別契約発注一覧表、指名停止措置等一覧をあらかじめ提出させ、抽出した事案について事案説明書により審議しました。
- 4 審議の結果 今回の審議の結果、入札及び随意契約に関する手続きについては、おおむね良好であると認められました。しかしながら、抽出した事案の一つについて問題点が見受けられたため、ここに意見を付します。
- 5 意見を付す事項 別紙のとおり

様式第4号(⑤-3)「市内劣化建物調査委託(KF8-18)」について

本件について、担当課から「市内に増加している空き家等の適正管理のあり方について、「宝塚市空き家等の適正管理に関する検討委員会」を設置し、調査、審議を行うことから、その基礎資料として専門家により空き家等の危険度合の調査を委託することとなった。そこで、業者の持つ専門性や状況の把握における利便性などを理由に、当委員会の委員である和建築設計室の代表者を唯一の契約相手方として特名随意契約を締結した。」と説明を受けました。

この件について、入札監視委員会では、当該業者を契約の相手方にしたことは不適切であったと考えます。その理由は以下のとおりです。

第1に、当該業者の代表者が宝塚市空き家等の適正管理に関する検討委員会の委員であるにもかかわらず、同時に当該案件の調査業務の契約相手方となっていること自体、公正性に欠けるものであること。

第2に、担当課から「原因となる状況を把握するのに適しており、委員会の中で何か指摘や疑問が出てきた場合にすぐに委員に対し状況の説明ができるというメリットがある。」との説明を受けましたが、あくまでも調査は調査として行い、検討委員会の中で指摘事項が出てくれば、その都度、調査の受託業者に説明をさせることで対応できるものであるため、検討委員会の委員が調査の受託業者として、異なる立場の役目を担うことの妥当性は見受けられないこと。

第3に、委託契約は締結された時点で利害関係が発生するものであることから、その相手先がこの利害関係に直結する内容の検討委員会の一員であることは、たとえ利便性があるからとか、価格が安いからなどの理由があったとしても、客観性に欠けるものであること。

なお、入札監視委員会では、特名随意契約を行う場合においては、根拠法令に則って十分に妥当性があり、その理由について公正かつ明確に示すことができるよう、決裁権者で今まで以上に十分確認を行ったうえで意思決定するようにはしていくべきであると考えます。